

## 新潟県条例第61号

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例の一部を改正する条例

新潟県公安委員会等の権限に属する事務に係る手数料条例（平成12年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(道路交通法関係手数料)	(道路交通法関係手数料)
<b>第8条</b> (略)	<b>第8条</b> (略)
2～4 (略)	2～4 (略)
5 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。	5 法第108条の2第2項の規定による講習を受けようとする者は、次の各号に掲げる講習の区分に応じて、当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。
(1) 令第37条の6第2号に規定する講習 1件につき <u>1,400円</u>	(1) 令第37条の6第2号に規定する講習 1件につき <u>1,350円</u>
(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習 1件につき <u>6,600円</u> (法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この号において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。))又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習にあつては、 <u>2,950円</u> )	(2) 令第37条の6の2第1号に規定する講習 1件につき <u>6,450円</u> (法第71条の5第3項に規定する普通自動車対応免許(以下この号において「普通自動車対応免許」という。)を受けている者(法第97条の2第1項第3号イ若しくはハに掲げる者又は法第101条の4第3項の規定の適用を受ける者に限る。))又は第1種運転免許若しくは第2種運転免許であつて普通自動車対応免許以外のもののみを受けている者に対する講習にあつては、 <u>2,900円</u> )
6 法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の11第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき <u>1,150円</u> の手数料を納めなければならない。	6 法第104条の4第6項(法第105条第2項において準用する場合を含む。)の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者又は道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第30条の13第1項の規定により運転経歴証明書の再交付の申請をしようとする者は、1件につき <u>1,100円</u> の手数料を納めなければならない。
<u>7 法第105条の2第4項の規定による運転経歴情報の記録を受けようとする者は、1件につき900円(法第105条の2第2項の規定による運転経歴証明書の交付又は道路交通法施行規則第30条の11第1項の規定による運転経歴証明書の再交付と同時に記録を受ける場合にあつては、100円)の手数料を納めなければならない。</u>	
<u>8</u> (略)	<u>7</u> (略)
<u>9</u> (略)	<u>8</u> (略)
<u>10</u> 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習	<u>9</u> 法第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習

を受けようとする者は、1件につき1,400円（自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、1,150円）の手数料を納めなければならない。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料）

**第9条** 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項本文に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知を行うべきことを申請しようとする者は、1件につき2,500円の手数料を納めなければならない。

を受けようとする者は、1件につき1,450円（自動車安全運転センターが実施する研修等であって公安委員会が認めるものを終了した者に対する講習にあっては、1,200円）の手数料を納めなければならない。

（自動車の保管場所の確保等に関する法律関係手数料）

**第9条** 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号。以下この条において「法」という。）第4条第1項本文に規定する自動車の保管場所の確保を証する書面の交付を申請しようとする者又は同項ただし書に規定する当該書面に相当する通知を行うべきことを申請しようとする者は、1件につき2,200円の手数料を納めなければならない。

2 法第6条第1項又は第3項（これらの規定を法第7条第2項（法第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）、第13条第4項及び附則第8項において準用する場合を含む。）に規定する保管場所標章の交付又は再交付を受けようとする者は、1件につき600円の手数料を納めなければならない。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例中第8条の改正は令和7年3月24日から、その他の改正は令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、同条の改正の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。